平成２８年（フ）第３７号
石川県能美市宮竹町イ38、開始決定時の住所
石川県能美市宮竹町イ125番地
破産者　藤本鮮魚店こと　藤本　健治
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第５２号
石川県加賀市河南町タ１番地９、従前の住所
石川県加賀市山中温泉湯の本町ラ７番地
破産者　河畑　純一
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第６４号
石川県小松市下粟津町ヤ49番地６
破産者　嶋田有希也
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第１９３号
岐阜県各務原市那加門前町２丁目32番地12
破産者　株式会社愛岐旅行各務原支社こと　大平　孝大
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１９４号
岐阜県各務原市那加門前町２丁目32番地12
破産者　大平ひろみ
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２７３号
静岡県沼津市西添町８番地の４　フェイヴァリト西添205
破産者　増田久美子
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３８８号
静岡県浜松市浜北区道本339番地の６
破産者　花島　良子
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
大阪市淀川区加島４丁目５番３―1302号
破産者　高森　康徳
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
奈良市大宮町四丁目270番地の４　ハイツ新大宮503号
破産者　登　　宗弘
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１３７号
岡山県倉敷市西阿知町西原1067番地２　ガーデン佐々木ハイツＢ205、旧住所岡山県倉敷市片島町304番地７
破産者　小川　照美（旧姓廣瀬）
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
山口県下関市菊川町大字田部606番地14、前住所山口県山陽小野田市大字山川32番地13アーデント厚狭駅前803号
破産者　池村　義典
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
山口県下関市菊川町大字田部606番地14、前住所山口県山陽小野田市大字山川32番地13アーデント厚狭駅前803号
破産者　池村佐由里
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
山口県宇部市大字小野4434番地
破産者　豊重　隆史
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第５０１号
北九州市小倉南区下石田３丁目３番２―302号
破産者　釘村　文子
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５４１号
北九州市門司区高田１丁目５番14号
破産者　竹田　貞則
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５９２号
北九州市小倉北区足原１丁目７番２―309号
破産者　田原　耕三
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４７号
佐賀県唐津市相知町佐里2736番地
破産者　大霜　善治
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第４８号
佐賀県唐津市相知町佐里2736番地
破産者　大霜　美恵
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第６０号
佐賀県唐津市東唐津１丁目７番５号
破産者　浦川　　敏
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部